

陸別町地元雇用促進事業実施要綱

陸別町地元雇用促進事業実施要綱（平成 26 年陸別町訓令第 4 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、陸別町内における雇用を促進することで定住化を促進し、地域経済の活性化を図るため、新規に従業員を雇用する事業主に対し、月額給料の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第 2 条 助成対象者は、次の各号に掲げる者で、町税に滞納がない者とする。

- （1） 陸別町内に住所を有する個人事業主
- （2） 陸別町内に本社、営業所又は事業所を有する法人で、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の規定に該当する者、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人並びに陸別町農業協同組合及び陸別町森林組合
- （3） その他町長が特に認めた者

（助成対象事業）

第 3 条 助成対象事業は、次の各号のいずれにも該当する者を正規雇用（雇用期間の定めのない雇用である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合をいう。）する事業とする。

- （1） 陸別町内に住所を有する者又は雇入れの日の属する月の末日までに陸別町に住所を有することとなる者
- （2） 一週間の所定労働時間が 30 時間以上である労働契約を締結する者
- （3） 雇入れの日から起算して、助成対象者が定める定年退職の日までの期間が 3 年を超える者（定年退職の定めがない場合は、3 年以上継続して雇用される見込みのある者）

2 前項の規定に関わらず次の各号の一つに該当する者を雇用する場合は、助成対象外とする。

- （1） 過去 3 年以内に同一の助成対象者の下で正規雇用されていた者
- （2） 助成対象者（法人にあっては、その役員）の 1 親等以内の者及び同居親族
- （3） 他の助成金又は委託料等により給料の全部又は一部が賄われている者
- （4） 雇入れの日時点で満 60 歳以上の者

（助成対象経費及び助成額）

第 4 条 助成対象経費は、第 3 条第 1 項の規定により雇用された者（以下「新規雇用者という。」を雇い入れた日の属する月（以下「雇用した月」という。）から起算して 24 月の給料月額（各種手当を除く。）とする。

2 助成額は、助成対象経費の 2 分の 1 以内とし、新規雇用者一人につき月額 30,000

円を限度とする。

(助成の承認)

第5条 この要綱による助成金の交付を受けようとする助成対象者は、陸別町地元雇用促進事業承認申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) 新規雇用者の履歴書の写し
- (3) 新規雇用者の雇用保険被保険者証の写し
- (4) 新規雇用者の住民票の写し
- (5) 助成対象者の町税に滞納がないことの証明書

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、事業承認の可否を決定し、陸別町地元雇用促進事業承認・不承認決定書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 助成対象者は、助成対象期間中に新規雇用者が離職した場合は、陸別町地元雇用促進事業承認取下げ書(別記第3号様式。以下「取下げ書」という。)を町長に提出し、前項の承認を取下げなければならない。

4 同一助成対象者に対する助成金の承認は、年度内2件を限度とする。ただし、承認決定と同一年度内に取下げ書の提出があった場合は、承認と見なさない。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、陸別町地元雇用促進事業助成金交付申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 陸別町補助金等交付規則(昭和51年陸別町規則第17号)別記第2号様式(補助金等交付申請額算出調書)
- (2) 新規雇用者の賃金台帳及び出勤簿等の写し
- (3) 新規雇用者の住民票の写し
- (4) 助成対象者による新規雇用者の雇用証明書
- (5) 助成対象者の町税に滞納がないことの証明書

2 前項の申請書の提出は、雇用した月から起算して、12月毎の提出とする。ただし、提出時に新規雇用者が在職しているものに限る。

(助成金の額の確定及び交付)

第7条 町長は、前条の申請があったときには、当該申請書等の書類の審査により、適正と認めるときは、陸別町地元雇用促進事業助成金交付決定書(別記第5号様式)により交付すべき助成金の額を確定し、当該助成対象者に通知するものとする。

2 前項により助成金の額を確定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の取消し)

第8条 町長は、助成対象者が、虚偽その他不正の手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付を取り消すものとし、既に交付した助成金があるときは、助成金の全額を返納させるものとする。

(その他必要な事項)

第9条 助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の陸別町地元雇用促進事業実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する助成金については、なお、従前の例による。